

第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第二十一号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)
 ○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
 ○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)
 ○少額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)
 ○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)
 ○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○低物價政策上官營事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)
 ○連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第八十八号)
 ○中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第二百三十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百十号)
 ○中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)

○會計検査人法制定に関する請願(第二百一十号)
 ○貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○失業保險特別會計法案(内閣送付)
 ○非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)
 ○政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案(内閣送付)
 ○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに關する陳情(第三百八十一号)
 ○庶民銀行設立促進に關する陳情(第三百九十一号)

昭和二十二年十月六日(月曜日)
 午後一時五十八分開會

本日の會議に付した事件
 ○政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案
 ○失業保險特別會計法案

○委員長(黒田英雄君) それではこれより會議を開きます。本日は先ず政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案、これにつきまして大藏大臣から提案理由の説明を求めたいと思ひます。

○國務大臣(栗栖尠夫君) 政府職員に對する一時金の支給に関する法律案の提案理由を申し上げます。この度本國會に提出いたしました政府職員の給與に關する應急措置としての一、時手当の支給に關する法律案について提案理由を御説明申上げ、皆様の御審議をお願いいたしたいと思つて次第でございます。

この法律案は最近の政府職員の生計の狀況に鑑みまして、應急的の措置として、全職員に對し職員一人当り總平均六百円をこの際支給いたそうとするものであります。その支給方法といたしましては、最近の生計費の狀態が地域によりまして大きな相違がある点に鑑みまして、各職員の受ける俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給及び臨時家族手当の合計額を基本といたし、その勤務地に應じて十二割乃至二割の範囲内において率に差等を附けて支給いたそうとするものであります。具體的の支給率といたしましては、現在実施しております臨時勤務地手当の支給地区別に應じて、特地の中、大阪市、神戸市及び京都市については十二割、その他の特地は九割、甲地は六割、乙地は三割、丙地は二割ということに大体いたしたいと思つておる次第でございます。

この措置によりまして支給を実施いたしますために必要な予算額は、大体概算いたしますと、一般會計三億八千五百万円、特別會計七億三千七百万円、合計十一億二千二百万円でありまして、この金額は今回の補正予算に計上すべく手続をいたしておるような次第でございます。

尙この金額の外に地方費負担により地方職員に支給される金額が約四億四千六百万円ございますのであります。この分も合計いたしました数字は十五億六千八百万円となるのであります。この数字は今回の措置により官公職員に支給せらるべき金額の總額と相成るわけであります。

最後に念のため附加して申上げたい

と存するものであります。この法律による給與金額の計算の基礎は、從來の千六百円給與水準と千八百円給與水準との差額二百円の七、八、九、三ヶ月分即ち六百円というところから出ておりますが、今回の法律案自体といたしましては、飽くまでも最近の生計費に應ずるための應急措置でありまして、千八百円水準そのものと直ちに關係するものではないということに特に出上げたと思つておる次第でございます。本案につきましては、政府職員の最近の生活の實情をも酌み取り下さいますし、御審議の上速かに原案通り御決定あらんことを希望いたしまして止まない次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) 尙これについて補足の政府委員の説明もあると思ひますが、便宜上大藏大臣から失業保險特別會計法案につきまして、提案の理由を御説明願うと便宜かと思ひますので、さようにいたしたいと思ひます。それでは大藏大臣から説明を願ひます。

○國務大臣(栗栖尠夫君) それでは失業保險特別會計法案の提出の理由を説明いたしたいと思ひます。

目下本院において予備審査として失業保險法案の御審議を願つておるのであります。同法案に基づき失業保險事業の經理につきましては、政府管掌の各種の保險事業に於けると同じように、失業保險事業に關する歳入歳出はこれを特別に經理いたしまして、その收支を明確にいたしますことが最も適當と思われまので、これがため新ら

たにこれに關する特別會計法を制定する必要があるのでございます。

尙同じく本院において御審議を願つております失業手当法に基づきまして、政府の行います失業手当金及び失業保險金支給の事業につきましても、その歳入歳出の經理は、その性質上、本特別會計に於いて併せ行ふことといたしたいと思つておる次第でございます。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしましたような次第でございます。何卒御審議の上速かに御賛同あらんことを希望いたしまして止まない次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) それでは政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案につきまして、尙政府委員から補足の説明がありますれば、この際願ひたいと思ひます。

○政府委員(今井一男君) 少し事務的にこの法律案の提案になりますまでの経過を申し上げますと、これとからみまして、先達て當院の御承認を頂きました官廳職員の給與の凸凹整理という問題と、この問題が相絡んでおるわけでございまして、御承知の通り二・一・一・一が收まりまして以來、給與問題に關しましては、政府側と労働組合の代表者間に、官公職員・待遇改善委員會準備委員會の名の下に、給與に關する各種の問題を、団体交渉によりまして折衝を二月の末以來続けて参つておるのであります。八月の初め、政府側から凹凸整理の金を、組合側と協議の上支給したいということを入れますと同時に、この千八百円と千六百円の差額

而も又これは安本長官も亦大蔵大臣もはつきりと千八百円ベースはこれは堅持する。それは又予算のいわゆる歳入という面から見てもそうだし、同時に新物價体系を堅持するという意味から言つても、これは堅持するのだという事は、恐らく速記録を見れば数十回言われておると思つてあります。それで私達はおの時に、こういうふうな予算がばつ／＼出されたのでは、全体との關聯が分らないのだから審議がでないというふうなことも申し上げたと思ひますが、併しともかくもこの千八百円ベースであるという事は非常にばつ／＼確言されておる。そうして一應あの予算が審議されて行つたわけでありまして、事ここに至つて千八百円問題といふ事か、この問題については次の本予算でやつてくれといふことになつたわけでありまして、勿論私も千八百円ベースについては皆様に御存じのように非常に不満を持つておるわけでありまして、それが動くといふことに対しては非常に賛成なんであります。それで、できますればここで大蔵大臣として千八百円問題についてどういふふうな考え方を持つておられるか、もうちよつと聽ければ聴きたいと思ひます。

○國務大臣(栗栖尠夫君) 答えします。大蔵大臣といはしましては、既にしば／＼申し上げましたように、千八百円の水準は堅持して行く、この予算その他の、殊に追加予算は千八百円の水準によつて提出されておりますし、それで堅持して行くといふような考を持つておることは変らないのであります。併し今回の六百円の支給は早急に支拂いをいたしたい。こういう考を以

ちまして、いろ／＼この千八百円問題とは離れて、一時支給といふような形で、成るべく速かに御審議を願つて、さうして支拂いを実行したい、こういう趣意でいたしたような次第でございます。この千八百円の水準といふものを守つて行きたい、こういうことについては変らないことを附け加えて申し上げて置きたいと思つております。

○中西 功君 若しこの法律を起草された大蔵大臣が、千八百円で行くといふことがはつきりしておるならば、私はむしろさういふふうな問題をごまかすのではなくて、はつきりここに書かれるべきが本当だし、併しそれにも拘わらずこの問題は一應除外するといふことについては、その大蔵大臣の個人的な決心いかんにかかわらず、何か客観的な事情があるといふことがどうしても考えられるわけなのでございます。さういふ客観的な事情について少し説明をお願いしたいと思います。

第十六部 財政及び金融委員會會議録第二十一号 昭和二十二年十月六日

界一般に対する影響、さういふものを検討することが困難なのであります。従つてこの際追加予算……今後補正第四号の追加予算がいつ頃提出されるものであるか、現在の追加予算の編成において、どういふ過程にあるか、そのことについて、お差支ない限りお漏らし頂くことができれば、ここで御説明願ひたいと思ひます。さうしませんが、我々の法案審議の上にいる／＼な不十分な点が出て参ります。その辺の経緯につきまして、ここで御伺ひできれば伺ひたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めたいと思ひます。

はつきり認定し得るのだと思つて、その点にかく主観的でなくとも客観的に千八百円ベースの問題について、政府側における変化はあると私は見るわけなんです、さう見ているかどうか伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(栗栖尠夫君) これは政府といたしましては千八百円の水準の維持に變化を生じたといふことは全然ございませぬ。はつきりさう申上げて御承願したいと思つておる次第でございます。

○中西 功君 この中にどうして千八百円を書かれなかつたのか、それは前だつて同じように急いだ予算であつたと思つてあります。それだから特別の補正第一号として出したのだと思つて、あの時に千八百円をはつきり書くことができて、この際書けないといふことはどうもおかしいと思つておる次第でございます。

○國務大臣(栗栖尠夫君) これはさういふ趣意でなしに、一時支給といふ非常に急ぐといふ趣意で事務的にも考へ、政府としてもこれを決定した次第でございます。

○中西 功君 これが一應打ち切りです。

○松嶋喜作君 今日頂いたこの書類の中に、至急連合國軍最高司令部の承認を得た上國會の承認を求めるといふこと、ということが書いてあります。これは委員會と連合國の承認と國會の承認といふことについては、どんな關係からさういふことが書いてあるのかちよつと解せないのですが、どういふ意味ですか。

○政府委員(今井一男君) お手許にお配りしましたのは、実は急ぎましたので

で閣議決定そのものをお目に掛けた次第でございます。従つて閣議決定の際には先きに司令部の承認を得る關係から、そのままお目に掛けた次第で、一つ御承願したいと思ひます。

○國務大臣(栗栖尠夫君) これは閣議決定の案でございます。どうも誠に不手際でございますが、さういふ趣意で参考的にお配りしたといふことを御承願したいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) それでは大蔵大臣はちよつと他に御用があるから、又必要があれば大蔵大臣は他日にお願ひすることにしたしまして、尙これについて政府委員に御質問もあると思ひますが、一應この失業保險特別會計法案についてもう少し詳しい説明を願ひたらどうかと思ひます。それは失業保險特別會計法案について先程提案理由の説明がありました、尙補足的にこの失業保險特別會計法の実体の働きをする失業保險について御説明があれば何か御願ひしたいと思ひます。

○政府委員(上山 顯君) 失業保險特別會計法の御審議を願ひますに当りまして、御参考のため目下參議院において予備審査を願つております失業保險法、失業手当法の大體の趣旨並びに構想について御説明申し上げたいと思ひます。

失業保險法の立案に對しましては、昨年八月十五日衆議院の生活保護法案委員會の附帶決議におきまして、失業保險の創設に前進すべしと希望決議をされておるのでございます。政府におきましても昨秋以來社會保險制度調査會において審議しました答申に基づき

まして、その調査立案の準備を進めて参つたのでございます。然るところ去る六月現下の経済危機突破の総合的な対策として樹立しました経済緊急対策の中で、失業手当乃至失業保険の制度を実施したいという事を申しておるのでございまして、爾来立案を急ぎました結果、成案を得まして本国会に失業保険法案、失業手当法案の両法案を提出いたしておるよう次第であります。

業保険制度は社会保障の一環としてその重要な役割を持つてございまして、生活保護法のような単なる社会救済制度と根本的にその性格を異にするものでございまして、職業紹介機関の運営と密接不可分の関係を保持させることによつて、失業者が就業の機会を與えようとする積極的な意味を持つておるのであります。

次に、本法案の各條章の概要を御説明申上げたいと思ひます。先ず本保険におきましては、第二條に規定してございまして、保険料を徴収し、保険給付をいたします等、保險事業経営の主体であります失業者には政府がこれに當ることといたしておるのでございまして、それで実は御承知かと存じますが、健康保険等におきましては、かように政府が主体となつております。いづゆる政府管掌の保險の外に、健康保険組合という組合組織のものもございまして、失業保険といたしましては、危険分散範囲をなるべく広くする必要がございまして、もう一つは、只今も申しましたように職業紹介組織と密接な関係を持つておりますが、その職業紹介機関としましては、現在國營を以ちまして公共職業安定所を設けております等の関係を考慮いたしまして、全部政府管掌ということにいたしてございまして。

次に、本保險の適用範囲でございまして、これは第六條に当然被保險者の規定がございまして、健康保險の強制適用を受けておる事業所に雇用されております者を当然被保險者といたしておるのでございまして。即ち被保險者の範圍といたしましては、一應健康保險の被保險者と同じ範圍に相成つておるわけでありまして。尙當然適用の事業所以外の事業所に雇用されております者につきましても、健康保險と大体同じような規定があるのでありまして、任意包括加入をなし得る途を開いたのであります。即ちこれらの事業所に雇用されております者が、一人だけ取り出しては適用を受けることができませんが、工場におきましては全部纏まりまして、この保險の被保險者になりたいたい場合には、失業保險の被保險者になることができるという、かような規定を設けておるのでございまして。

尙海上労働者でございまして、船員保險の被保險者に関しましては、船員が陸上労働者と異なる特殊な労働事情を有しております点に鑑みまして、本保險の被保險者からは除外いたしまして、船員保險中でこれを実施いたしたいと考へておるよう次第でございまして。尙國、都道府縣、市町村等に雇用されております者については、第六條におきまして一應この法律の適用を受ける建前になつておられて、但し第七條におきまして特別規定を設けておるのでございまして。即ちこれらの者につきましては離職しました場合に、支給いたしました諸給與の内容が實質上本法の給付の内容を超えるものと認められます場合には、これを失業保險の被保險者となしなさいことといたしておるのでございまして。

それから本法案の眼目でありまして、この失業保險金の支給に關してでございますが、これは第三章の保險給付として規定いたしておるのでございまして、先ず第十五條におきましては、被保險者が失業しました場合に、失業保險金を受け得られますところの資格

期間といたしまして、離職の日以前一年間に通算して六ヶ月以上被保險者であることを要件といたしておるのでございまして。即ち必ずしも継続して六ヶ月間の勤務は必要といたしません、断続してでも結構でございまして、通算して少くとも六ヶ月以上被保險者であつたことを必要としておるのでございまして。それから第十六條におきまして、以上のような資格期間を持ちました者が失業保險金の支給を受けますには、離職後政令の定めるところによつて公共職業安定所に出頭し、求職の申込をした上失業の認定を受けなければならぬということにいたしておるのでございまして。失業保險に對しましての欧米等の從來の失業保險の施行の成績に鑑みまして、失業保險法については情氏を養成するとか、いろいろな批評もあるものでございまして、この失業保險法におきましては單に失業したことをのみを以ちまして當然に失業保險金が貰えるという建前ではございませぬ、先ず失業いたしました場合には安定所に出頭いたしました求職の申込をして、極力仕事を探して貰う。そうしてどうしても仕事がない場合に初めて保險金の給付を受ける、かようなことにいたしておるのでございまして、私たちがしましてはむしろこの失業保險法の実施によりまして就労の機会を多くするといふ働きをさして参りたいと考へておるよう次第でございまして。又支給日数は受給期間の一年間において通算して百八十日となつております。それから第十七條に給付額の規定があるものでございまして、これは一日につきまして、標準報酬日額の百分の六十に相當する金額が大体の基準と相成つております。

併しながら報酬が相當高いものにつきましては、標準報酬日額の百分の四十まで下げることもできます。又報酬が非常に低いものにつきましては、百分の八十まで高めることができる。かようにいたしておるのであります。而してその具体的な決め方といたしましては、これは賃金等が開始動いておる等の関係もございまして、政令で決めたいというつもりで考へておるのであります。

次に、本保險の運用に關する費用でございまして、これにつきましては第二十八條以下に規定があるのでございまして、國庫は、保險給付に要する費用の三分の一を負担いたしますと共、失業保險事業の事務の執行に要する経費を負担するということに相成つておられて、事務費の全額を國が負担することに相成つておるのであります。而して給付に要する費用の三分の二につきましては、事業主及び被保險者がそれぞれ三分の一ずつを保險料として負担するということになつておるのであります。即ち國庫、事業主、被保險者が給付の費用の三分の一ずつを負担するということに相成つておるのであります。而して事業主、被保險者の負担する保險料の料率でございまして、これにつきましては第三十一條に規定してございまして、おの／＼標準報酬の千分の十一ずつを負担するということになつておるのでございまして。それでこの千分の十一という保險料率の出ました根拠につきましては、失業者の失業率の予想、それから更にその失業者の中で資格期間でございまして、給付日数の制限でございまして、いろいろの支給の制限

がございまして、そういう点を考えまして、現実には失業者の更にもどの程度が保険金を受けることになるだろうというふうなことを考えまして、前に社会保険制度調査会等において研究してござりました数字等をも斟酌いたしまして、千分の十一という数字を出したのでございます。而して保険料率の変更につきましては、第三十一條に詳しい規定がございまして、一口に申し上げますと、保険料率は三十一條の第一項によりまして、千分の十一と、法律上決められておるわけでございます。従いましてこれは変更につきましては、原則としては議会にお諮りいたしました。法律改正の手続による、但し緊急の場合には取敢えず労働大臣が失業保険委員会の意見を聴きまして、保険料率を変更して置かしまして、後程議会におかけして、法律改正の手続を取るという趣旨に相成つておるのでございませう。

それから本保険事業の運営につきましては、これは第三十九條に規定があるのでございまして、事業主、労働者、公益を代表する者より成る失業保険委員会を設けまして、重要事項の審議に当らせまして、本保険を民主的に運営いたすことに相成つておるのであります。更に第四十條以下に保険給付に關します異議の申立がありました場合に於いては、失業保険審査官及び失業保険審査会を設置いたしまして、簡易に裁決を行うことに相成つてございまして、詳しい規定を設けたわけでございます。以上が大失業保険法案の概要でございます。

次に、失業手当法でございますが、只今説明いたしました通り、恒久的な制度といたしましては、失業保険法を提出したのでございまして、失業保険は先刻も御説明いたしましたように、保険給付が開始されますには、最短六ヶ月の資格期間が必要でございまして、従いまして仮に失業保険法が十月一日から適用に相成りまして、來年の四月にならなければ失業保険金の給付は始まりません。併しながら相成るわけでございます。併しながらその間におきましても失業者の発生することは予想されるわけでございます。而もその六ヶ月間の期間といたしましては、失業対策上何らの手を打たずに放置はできないというのを考えまして、ここに失業保険法案の足りません所を補う意味を以ちまして、失業手当法案ができたようなわけでございまして、即ちこの失業手当法の方にございまして、対象者は失業保険の被保険者をそのまゝ対象といたしておるのでございまして、それが失業保険金の受給資格がまだできない間の過渡的の期間に失業手当を支給するという間に相成つておるのでございまして。即ちこの失業手当法の第二條にその資格者が書いてあるのでございまして、第二條の第一項の第一號に、離職の日まで継続して六箇月以上、失業保険法に規定する事業所に雇用されたこと、即ちこの場合、ただ一ヶ月とか、二ヶ月雇用された人は失業手当は貰えないのでございまして、失業保険法の方で六ヶ月の資格期間が設けられておると相照應いたしまして、失業手当法の方でも、離職の日まで継続して六ヶ月以上、事業所に雇用されたことが必要なのでございまして。

次には失業手当法でございますが、只今説明いたしました通り、恒久的な制度といたしましては、失業保険法を提出したのでございまして、失業保険は先刻も御説明いたしましたように、保険給付が開始されますには、最短六ヶ月の資格期間が必要でございまして、従いまして仮に失業保険法が十月一日から適用に相成りまして、來年の四月にならなければ失業保険金の給付は始まりません。併しながら相成るわけでございます。併しながらその間におきましても失業者の発生することは予想されるわけでございます。而もその六ヶ月間の期間といたしましては、失業対策上何らの手を打たずに放置はできないというのを考えまして、ここに失業保険法案の足りません所を補う意味を以ちまして、失業手当法案ができたようなわけでございまして、即ちこの失業手当法の方にございまして、対象者は失業保険の被保険者をそのまゝ対象といたしておるのでございまして、それが失業保険金の受給資格がまだできない間の過渡的の期間に失業手当を支給するという間に相成つておるのでございまして。即ちこの失業手当法の第二條にその資格者が書いてあるのでございまして、第二條の第一項の第一號に、離職の日まで継続して六箇月以上、失業保険法に規定する事業所に雇用されたこと、即ちこの場合、ただ一ヶ月とか、二ヶ月雇用された人は失業手当は貰えないのでございまして、失業保険法の方で六ヶ月の資格期間が設けられておると相照應いたしまして、失業手当法の方でも、離職の日まで継続して六ヶ月以上、事業所に雇用されたことが必要なのでございまして。

のでございまして。但し失業保険の被保険者としてしましては、まだ一ヶ月にしかなっていないとか、二ヶ月にしかなくない、そういう人達は失業手当金が貰えるのであります。それから第二十三号に、この法律施行の日から、昭和二十三年三月三十日までの間において離職したこと、ということになつております。而して失業手当金は三月三十一日までの間は失業手当金という名前前で貰いますが、四月一日以降におきましては、同じ内容のものを失業保険金という名前前で支給しようということになつております。而してこの失業手当金の内容につきましては、大体は失業保険の内容と似ておるのでございするが、但し失業保険金の方は六ヶ月間の資格期間を備えた人達に支給するものであります。而して、失業手当の方は六ヶ月の資格期間がない人につきまして、國が特別に手当金を支給するということにいたしておりますので、いろいろの條件につきまして、失業保険金よりも失業手当の方が若干厳格に相成つておるのでございまして。細かい一一の規定は省略いたしたいと存じます。

それから費用負担の点については、失業保険金の方は先刻申し上げたように給付に要する費用については三分の一のみの國庫負担であります。失業手当金については三月三十一日までは全額國は負担するということになつておりました。四月一日以降においては失業保険金という名前に変えて、負担割合についても國は三分の一を負担するということに相成つておるのであります。以上が保険法、手当法の概要であります。

算いたしております。そうして給付の平均額は下の方は六〇%、上の方の俸給の高い方は四〇%まで下げる。下の方の俸給の低い方は八〇%まで上げるわけでありまして、平均は六〇%よりも上廻るかと思へまして、一億千八百円の六六%の平均給付額といたしております。そうすると大体千二百円になるわけでありまして、そうすると年間の給付支給総額は約三十三億円になるわけでありまして、これを國、事業主、被保険者おのづから約十一億ずつ負担するということになるわけでありまして。尙國としてはこの給付費の三分の一としての約十一億の外に、事務費として二億乃至三億の金が必要でありますので、合計は十三億乃至十四億の経費ということになる予定であります。

次は予算ですが、平年度の予算の概数を申し上げますと、仮に四百七十万を被保険者の数といたしまして失業者をどの程度に見るかという問題は、これは非常にむずかしい問題であります。一、應四百七十万の被保険者であつた者の中、現に失業しておる人が四十七万、一〇%という想定で考えております。解雇される者、任意退職する者、即ち離職する者はこの数よりも多いただろうと思ひますが、一方新規に外の工場等に採用される者もあるもので、いつも失業しておる者が被保険者数の一〇%即ち四十七万あると見ております。その中で資格期間であるとか、支給日数とか、いろいろの關係で受給できない者がありますので、受給者はいつも四十七万の五〇%、即ち二十三万五千あるという想定で計算いたしております。そうして標準報酬の月額は平均どのくらいになるか、これ又賃金の事情によつて変わるわけでありまして、只今千八百円ということが言われておるので、一億千八百円として計

算いたしております。そうして給付の平均額は下の方は六〇%、上の方の俸給の高い方は四〇%まで下げる。下の方の俸給の低い方は八〇%まで上げるわけでありまして、平均は六〇%よりも上廻るかと思へまして、一億千八百円の六六%の平均給付額といたしております。そうすると大体千二百円になるわけでありまして、そうすると年間の給付支給総額は約三十三億円になるわけでありまして、これを國、事業主、被保険者おのづから約十一億ずつ負担するということになるわけでありまして。尙國としてはこの給付費の三分の一としての約十一億の外に、事務費として二億乃至三億の金が必要でありますので、合計は十三億乃至十四億の経費ということになる予定であります。

委員長

- 出席者は左の通り。
- 委員 黒田 英雄君
- 木村 禮八郎君
- 椎井 康雄君
- 森下 政一君
- 玉屋 喜章君
- 山田 佐一君
- 深川 タマエ君
- 小林 米三郎君
- 小宮山 常吉君
- 西郷吉之助君

中西 功君
下條 恭兵君

國務大臣 栗栖 越夫君
大藏大臣 栗栖 越夫君
政府委員

大總務局長 今井 一男君
労働事務局長 今井 一男君
職業安定局長 上山 顯君
大藏事務局長 河野 一之君
主計局長 河野 一之君

十月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、自給製塩制度存続に関する請願 (第二百九十一号)

一、戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに関する陳情 (第三百八十一号)

一、庶民銀行設立促進に関する陳情 (第三百九十一号)

(請第二百九十一号) 昭和二十二年九月二十七日受理

自給製塩制度存続に関する請願

請願者 水戸市北三ノ丸茨城縣 願内 大内竹之助外二千四百九十五名

紹介議員 柴田 政次君

茨城縣の電氣製塩の生産が漸く軌道に乗り生産數量も專業製塩の生産量をりようがするようになり國民生活の安定に貢献している今日政府は突如自給製塩制度の廢止を内定したことは、製塩專業の従事者のおおくが沿岸漁村民並びに引揚者復員軍人である点よりして重大な問題であり、かつ又我國現在の塩需給計画より見ても検討の余地があると思ふから、右計画再検討の上自給製塩制度存続につき適當の措置を講ぜられたいとの請願。

(陳第三百八十一号) 昭和二十二年九月十七日受理

戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに関する陳情

京都市中京区竹屋町通千本西入東町 中川源一郎

戦はつ軍人遺家族の現状は、その生活の中心となるべき者を失ひこの經濟情勢下において全く苦闘を続けている状態である。近く國會に非戦災者特別税実施に関する法律案が上程される由であるが、これら遺家族は、最も深刻な打撃を受けた戦災者なることを考慮されて非戦災者特別税課税対象者として特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

(陳第三百九十一号) 昭和二十二年九月十九日受理

庶民銀行設立促進に関する陳情

山口縣廳内 山口縣厚生会長 岡崎 茂樹

庶民金庫を通じての生業資金の放出は再起の熱意に燃えながら、資金入手の機会に恵まれぬ海外引揚者等にとつて何ものにもまさる救援の力であつて、当局の努力に対し感謝しているが、その財源ねん出が常に円滑を欠くこと、有限一時的であること、一人当り額が過少であること等の難点があつて、生活再建の企圖を裏付けるのには不十分であるので、貸出の適正、生業の計画樹立、実施、維持發展、貸付金の返済回収に万全を期するような庶民銀行を陳情書記載の様な構想により実現せられたいとの陳情。